

福祉のまちづくり推進事業補助制度について

福祉のまちづくり推進事業補助制度は、バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例のバリアフリー基準等に基づき、施設のバリアフリー整備を行う費用の一部を助成する制度です。

鳥取市は、お年寄りや障がいを持つ人、妊婦やお子様連れの人が社会生活を送るうえで“バリア”となるものを取り除くことで、誰もが安心して利用できる施設の普及を図り、福祉のまちづくりを推進しています。

商業施設をバリアフリー改修する場合（※1）

（※1）補助対象上限額に特別特定建築物の補助率2／3を乗じた金額を示しており、補助額は、対象建築物、補助対象上限額、事業内容及び補助率により異なります。

バリアフリースイレの設置

[最大]

366 万円

玄関のバリアフリー改修

[最大]

366 万円

車いす駐車場の屋根の設置

[最大]

146 万円

オストメイト用設備の設置

[最大]

73 万円

◆補助の要件

- ・ バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例に定める特定建築物又は特別特定建築物であること（分譲マンションなどの区分所有権の共同住宅を除く）
- ・ とっとり UD マップ（県が提供するバリアフリー施設情報を掲載した電子地図）に施設を掲載すること
- ・ 新築、増築、改築（以下、「新築等」という）を行う部分がバリアフリー基準に適合すること
- ・ 改修、用途変更（以下、「改修等」という）を行う部分がバリアフリー基準に適合すること
- ・ 特別特定建築物の延床面積 2,000 m²以上の新築のうち、◎が付いている建物用途は補助対象外

◆補助メニュー

多数の方が利用する建築物

■ 特定建築物のバリアフリー化を行う場合（補助対象上限額に対して 1/2 補助）

- ・卸売市場、工場、事務所、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- ・学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- ・自動車の停留又は駐車のための施設一般公共の用を除く

表 A	メニュー	補助対象上限額		バリアフリー法等の基準の適合内容及び補助要件等
		新築等	改修等	
1	車いす使用者用トイレ又は車いす使用者用簡易便所の整備	130 万円	330 万円	【新築等の場合】 バリアフリー非対応のトイレを設置する場合の費用との差額、出入口の自動扉又は引戸化、大型ベッド、ベビーチェア、ベビーベッド等の設置が補助対象です。 【改修等の場合】 バリアフリースイートイレ改修費用（出入口の自動扉又は引戸化、大型ベッド、ベビーチェア、ベビーベッド等の設置）、玄関から当該トイレ及び利用居室までの経路のバリアフリー化整備費用が補助対象です。 なお、道等又は車いす使用者用駐車場から当該トイレ及び利用居室（当該トイレと同一階にあるものに限る）までの経路をバリアフリー化する必要があります。 （道等又は車いす使用者用駐車施設から玄関までの経路のバリアフリー化の補助は「玄関の整備」メニューをご利用ください。）
2	エレベーターの設置	330 万円	2,200 万円	バリアフリー対応エレベーターの整備費用が補助対象です。
3	玄関の整備	—	330 万円	玄関で入口の自動扉又は引戸化、音声誘導装置等の設置、道等又は車いす使用者用駐車場から玄関までの経路のバリアフリー化に必要な経費が補助対象です。 なお、道等又は車いす使用者用駐車場から玄関までの経路をバリアフリー化する必要があります。
4	音声誘導装置等の設置	1 箇所あたり 100 万円 （3 箇所以内）		音声により視覚障がい者を誘導する設備（音声誘導装置及び点字表示板等）の整備費が補助対象です。
5	オストメイト用設備の設置	110 万円		オストメイト専用の流し台を設置し、温水が出る混合水洗を備えたものが補助対象です。 （便器の給水栓から分岐するホース型の設備は補助対象外）
6	車いす使用者用駐車場屋根の設置	220 万円		車いす使用者用駐車場の屋根及び当該屋根から玄関までの経路に設置する屋根、車いす使用者用駐車場から玄関までの経路のバリアフリー化が補助対象です。 なお、車いす使用者用駐車場から玄関までの経路をバリアフリー化する必要があります。
7	電光掲示板、フラッシュライト等の整備	50 万円		聴覚障がい者に緊急情報を伝達できる設備費用が補助対象です。なお、電光掲示板は案内所に設置するものに限ります。
8	建築主の提案によるバリアフリー整備	—	50 万円	建築物の床面積が 1,000 m²未満の既存建築物において、上記メニューの経路のバリアフリー化に要する費用が対象となります。 また、建築設計標準(2)に示すバリアフリー整備に係る費用が補助対象となります。

不特定多数の方が利用し、または主として高齢者、障がい者等が利用する民間建築物

■ 特別特定建築物のバリアフリー化を行う場合（補助対象上限額に対して 2/3 補助）

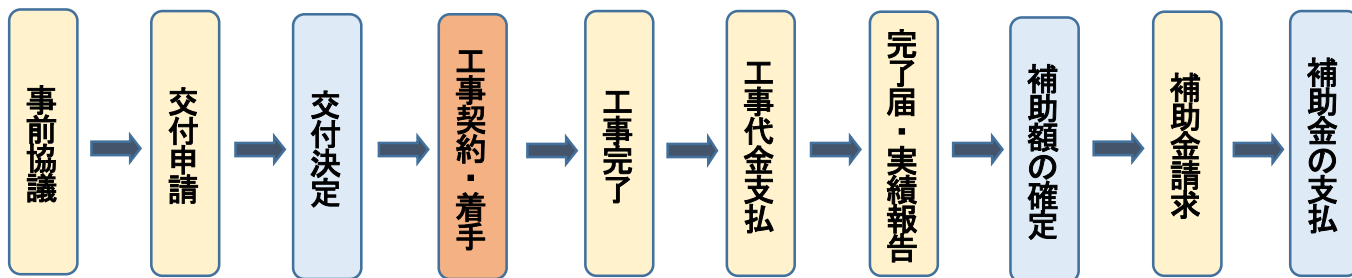
- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ◎特別支援学校・小中学校（公立を除く） ◎病院又は診療所 ◎劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ◎博物館、美術館、図書館、展示場、集会場又は公会堂 ◎百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ◎ホテル、旅館、公衆浴場 ◎主として高齢者、障がい者等が利用する老人ホーム等 ◎老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等 ◎体育館又は水泳場（一般公共の用に供されるものに限る）等 ◎飲食店、郵便局、銀行、理美容院、クリーニング店等 | <ul style="list-style-type: none"> ・各種私立学校、専修学校 ・共同住宅、寄宿舎又は下宿 ・ガス、電気、電気通信の用に供する事務所 ・自動車教習所又は職業訓練校・車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの ・福祉ホーム等、保育園 ・一般公共の用に供される自動車の停留又は駐車のための施設 ・公衆便所 ・体育館又は水泳場等（左記を除き、かつ、企業の福利厚生のもものを除く） ・複合用途建築物 |
|---|---|

表B		補助対象上限額		バリアフリー法等の基準の適合内容及び補助要件等
		新築等	改修等	
1	車いす使用者用トイレ又は車いす使用者用簡易便所の整備	130 万円	330 万円又は 550 万円（※3）	【表A－1】と同様の内容
2	エレベーターの設置	330 万円	2, 200 万円	【表A－2】と同様の内容
3	玄関の整備	—	330 万円又は 550 万円（※3）	【表A－3】と同様の内容
4 ～ 16	4 から 16 までに掲げる整備	—	4 から 16 までの合計 555 万円	4 和式便器の洋式化 50 万円/箇所 5 小便器の低リップ化 30 万円/箇所 6 手洗い器の自動水栓化 20 万円/箇所 7 車いす使用者用便房用のブース設置 80 万円/箇所 8 トイレの自動扉又は引戸化等 180 万円/箇所 9 トイレの手すりの設置 5. 5 万円/箇所 10 ベビーチェアの設置 10 万円/箇所 11 ベビーベッドの設置 20 万円/箇所 12 敷地、建物へ手すりの設置 1. 5 万円/m 13 廊下幅拡張改修 10 万円/m 14 利用居室内の出入口改修 180 万円/箇所 15 点字ブロックの設置 2. 5 万円/m ² 16 利用居室内の段差解消用スロープの整備 20 万円/箇所
17	ホテル・旅館の車いす使用者用客室の整備	—	550 万円	客室のバリアフリー改修費用、玄関から当該客室までの経路のバリアフリー化整備費用が補助対象です。 なお、道等又は車いす使用者用駐車場から当該客室までの経路をバリアフリー化する必要があります。道等又は車いす使用者用駐車施設から玄関までの経路のバリアフリー化の補助は「玄関の整備」メニューをご利用ください。
18	音声誘導装置等の設置	1 箇所あたり 100 万円（3 箇所以内）		【表A－4】と同様の内容
19	オストメイト用設備の設置	110 万円		【表A－5】と同様の内容
20	車いす使用者用駐車場屋根の設置	220 万円		【表A－6】と同様の内容
21	電光掲示板、フラッシュライト等の整備	50 万円		【表A－7】と同様の内容
22	建築主の提案によるバリアフリー整備	—	50 万円	【表A－8】と同様の内容

※3 劇場、観覧場、映画館、演劇場、集会場、公会堂、百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館及び飲食店の用途

●補助制度の流れ等についてはこちらをご覧ください。

◆補助制度の流れ・注意事項



- (注意事項) ・補助額が100万円を超える見込みの場合、事前協議は前年度の10月までに行ってください。
- ・交付申請から交付決定まで1月程度かかります。
 - ・交付決定日より前に工事の契約又は工事に着手したものは、補助対象になりません。
 - ・前年度に見積書の提出があったものを優先します。その他は先着順で随時受付け（予算の範囲内）します。
 - ・令和8年3月上旬までに工事を完了するものに限りします。

◆事前協議に必要な書類

- ☐ 配置図（縮尺、方位、敷地境界、敷地内における建築物の位置）
- ☐ 各階平面図（改修前・後）（縮尺、方位、間取り、各室の用途、主要部分の位置及び寸法）
※各階平面図（改修前）には、福まち条例の適合状況を明示してください。
- ☐ 見積書（メニューごとの改修費等内訳の分かるもの）

◆交付申請時に必要な書類

- ☐ 補助金交付申請書
- ☐ 事業計画書、事業収支予算書
- ☐ 位置図（付近見取図）
- ☐ 配置図（縮尺、方位、敷地境界、敷地内における建築物の位置）
- ☐ 各階平面図（改修前・後）（縮尺、方位、間取り、各室の用途、主要部分の位置及び寸法）
- ☐ 鳥取県福祉のまちづくり条例に基づいて整備を行う部分の詳細図
- ☐ 見積書（メニューごとの改修費等内訳の分かるもの、申請人名、日付、代表者印のあるもの）

◆工事完了時に必要な書類

- ☐ 補助事業等完了届
- ☐ 実績報告書
- ☐ 事業報告書、事業収支決算書
- ☐ 契約書の写し、
- ☐ 工事費領収書の写し（申請人名、ただし書き等に「福まち改修工事代金」等の記載のあるもの）
- ☐ 請求書、口座振込依頼書（市様式）（補助額確定後の補助金の振込先になります）

【ご相談・問い合わせ先】

鳥取市幸町71（本庁舎 5階 51番窓口）

鳥取市役所 都市整備部 建築指導課 ☎（0857）30-8362

※補助金の申請様式等は鳥取市ホームページからダウンロードできます

鳥取市 福まち 補助

Q検索



鳥取市HP QRコード